

鳥取県告示第648号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成24年9月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成24年9月20日

鳥取県知事 平 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 略		1 略	
2 規則第3条第2項の利子補給率		2 規則第3条第2項の利子補給率	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が8年以内であるものに限る。）のうち <u>当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）</u> が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.225 パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が6年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.2パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.2パーセント
略		規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が6年を超える8年以内であるものに限る。）のうち <u>市町村</u> が年0.225パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.225 パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超える10年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.325 パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が9年を超える11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.325パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.325 パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が10年を超える12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.375 パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が11年を超える12年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.375パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.375 パーセント

規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超えるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が12年を超えるものに限る。）のうち市町村が年0.425パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.425パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が13年を超えるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超えるものに限る。）のうち市町村が年0.475パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.475パーセント
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.6パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.6パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.55パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.55パーセント